

☆ 育児・介護休業法に関すること、介護休業制度や介護のための勤務時間の短縮等の措置の実施に関することは下記にどうぞ

— 都道府県女性少年室 —

	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
北海道 青森 岩手 宮城 秋田	060-0808	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎	011-709-2715	011-709-8786
	030-0801	青森市新町2丁目4番25号 青森合同庁舎	0177-35-1033	0177-77-7696
	020-0023	盛岡市内丸7番25号 盛岡合同庁舎	019-622-4645	019-623-0440
	983-0861	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎	022-299-8844	022-299-8845
	010-0951	秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎	018-862-6684	018-862-4300
山形 福島 茨城 栃木 群馬	990-0041	山形市緑町1丁目5番48号 山形地方合同庁舎	023-624-8228	023-624-8246
	960-8021	福島市霞町1番46号 福島合同庁舎	024-536-4609	024-536-4658
	310-0061	水戸市北見町1番11号	029-221-3915	029-233-0725
	320-0845	宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎	028-633-2795	028-637-5998
	371-0026	前橋市大手町1丁目1番3号	027-231-5136	027-232-9639
埼玉 千葉 東京 神奈川 新潟	336-0012	浦和市岸町5丁目8番13号	048-822-4273	048-832-4887
	260-0013	千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎	043-221-2307	043-221-2308
	112-0004	文京区後楽1丁目7番22号	03-3814-5372	03-3814-5619
	231-0003	横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎	045-211-7380	045-211-7381
	951-8133	新潟市川岸町1丁目56番地	025-266-0047	025-265-6420
富山 石川 福井 福山 山長	930-0856	富山市牛島新町11番7号 富山合同庁舎	0764-32-2740	0764-32-3959
	920-0026	金沢市西念町103街区12番地 金沢駅西合同庁舎	076-231-3086	076-221-3087
	910-0019	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎	0776-22-3947	0776-22-4920
	400-0007	甲府市美咲1丁目2番13号	0552-52-6779	0552-54-4677
	380-0846	長野市旭町1108番地 長野第1合同庁舎	026-234-7817	026-234-7820
岐阜 静岡 愛知 三重 滋賀	500-8114	岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎	058-245-3046	058-245-3425
	420-0853	静岡市追手町9番50号 静岡地方合同庁舎	054-252-5310	054-252-8216
	460-0001	名古屋市中区三ノ丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館	052-951-4191	052-951-4193
	514-0002	津市島崎町327番2号 津第2地方合同庁舎	059-228-2782	059-228-2785
	520-0057	大津市御幸町6番6号	077-523-1190	077-527-3277
京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451番地	075-241-0504	075-241-0493
	540-0008	大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館	06 -941-4647	06 -946-6465
	650-0042	神戸市中央区波止場町1番1号 神戸第2地方合同庁舎	078-332-7045	078-332-7005
	630-8113	奈良市法蓮町387番地 奈良第3地方合同庁舎	0742-36-1820	0742-36-1821
	640-8392	和歌山市中之島2249番地	0734-22-4743	0734-22-4881
鳥取 岡山 広島 山口	680-0011	鳥取市東町2丁目302番地 鳥取第2地方合同庁舎	0857-22-3249	0857-29-4142
	690-0001	松江市東朝日町76番地 労働総合庁舎	0852-31-1161	0852-31-1505
	700-0907	岡山市下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎	086-224-7639	086-224-7693
	730-0012	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館	082-223-2878	082-223-2875
	753-8505	山口市市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館	0839-22-8017	0839-22-3880
徳島 香川 愛媛 高知 福岡	770-0851	徳島市徳島町城内6番6号 徳島地方合同庁舎	0886-52-2718	0886-52-2751
	760-0018	高松市天神前5番12号	087-831-3762	087-831-3759
	790-0808	松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎	089-935-5222	089-935-5223
	780-0074	高知市南金田48番2	0888-85-6041	0888-85-6042
	812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎	092-411-4894	092-411-4895
佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎	840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎	0952-32-7150	0952-32-7151
	852-8106	長崎市岩川町16番16号 長崎合同庁舎	095-844-4384	095-844-4423
	860-0008	熊本市二の丸1番2号 熊本合同庁舎	096-352-3865	096-352-3876
	870-0016	大分市新川町2丁目1番36号 大分合同庁舎	0975-32-4025	0975-37-1240
	880-0805	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎	0985-25-5531	0985-25-5543
鹿児島 沖縄	892-0816	鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎	099-222-8446	099-222-8459
	900-0033	那覇市久米2丁目30番1号	098-868-4380	098-869-7914

育児・介護休業法のあらまし

(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)



平成11年4月1日から、介護休業制度、
介護勤務時間短縮等の措置は、
一律に事業主の義務となります。

少子・高齢化、核家族化が進む中で、家族の介護の問題は、育児の問題とともに、労働者が仕事を継続する上で大きな問題となっていますが、「育児休業等に関する法律」（平成3年法律第76号）」を大幅に改正する法律が平成7年6月5日に成立し、これにより「育児休業等に関する法律」は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下では「育児・介護休業法」といいます。また、平成11年3月までは、「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」です。）に改正されました。

この改正により、従来の育児休業制度に加え、介護を要する家族を抱える労働者が雇用を中断することなく一定期間介護のために休むことのできる介護休業制度が法制化されました。

この改正により、平成7年10月1日から、事業主はできる限り早く介護休業制度や家族の介護のための短時間勤務制度等を設ける努力が求められています。
平成11年4月1日から、介護休業制度等は一律に事業主の義務となります。

また、平成9年の改正により、育児や家族の介護を行う労働者の深夜業を制限する制度が新設され、平成11年4月1日から施行されます。

育児・介護休業法には、育児や家族の介護を行う労働者のための支援措置も盛り込まれており、育児や家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援することを目的とした総合的な内容の法律になっています。

法律のあらまし

1 育児休業

- (1) 1歳に満たない子を養育する労働者は、その事業主に休業開始予定日と休業終了予定日等を明らかにして申し出ることにより、その子が1歳に達する日までの間で希望する期間、育児休業をすることができます。
- (2) 育児休業をすることができる労働者は、日々雇用者・期間雇用者を除く男女労働者です。
- (3) 事業主は、労使協定で育児休業をすることができないものとして定めた一定範囲の労働者が申し出た場合を除き、育児休業の申出を拒むことができません。
- (4) 労使協定により育児休業の申出を拒むことができるものとする一定範囲の労働者とは、①勤続期間が1年未満の者、②配偶者が常態として育児休業に係る子を養育できる者、③休業申出の日から1年以内に雇用関係が終了することが明らかな者、④1週間の所定労働日数が2日以下の者、⑤配偶者でない親（内縁の妻(夫)等）が常態として育児休業に係る子を養育できる者をいいます。
- (5) 事業主は、労働者が育児休業の申出をし、又は育児休業をしたことを理由として解雇することはできません。
- (6) 労働者は、希望どおりの期間休業するためには、休業しようとする日の1月（出産予定日より早く子が出生した場合等には1週間とします。）前までに申し出ることが必要です。これより遅れた場合、事業主は、申出の日の翌日から1月間（1週間）を経過する日までの間の日を休業開始日として指定することができます。

- (7) 労働者は、休業開始予定日の前日までは休業申出の撤回ができますが、その申出に係る子については、特別の事情がない限り再度の申出をすることができません。

2 介護休業

- (1) 労働者は、その事業主に休業開始予定日と休業終了予定日等を明らかにして申し出ることにより、連続する3月の期間を限度として、常時介護を必要とする状態にある対象家族（配偶者（事実婚を含みます。）、父母及び子（これらの者に準ずる者として、労働者が同居し、かつ、扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫を含みます。）並びに配偶者の父母）1人につき1回の介護休業をすることができます。
- (2) 介護休業をすることができる労働者は、日々雇用者・期間雇用者を除く男女労働者です。
- (3) 事業主は、労使協定で介護休業をすることができないものとして定めた一定範囲の労働者が申し出た場合を除き、介護休業の申出を拒むことができません。
- (4) 労使協定により介護休業の申出を拒むことができるものとする一定範囲の労働者とは、①勤続期間が1年未満の者、②休業申出の日の翌日から3月以内に雇用関係が終了することが明らかな者、③1週間の所定労働日数が2日以下の者をいいます。
- (5) 事業主は、労働者が介護休業の申出をし、又は介護休業をしたことを理由として解雇することはできません。
- (6) 労働者は、希望どおりの期間休業するためには、休業しようとする日の2週間前までに申し出ることが必要です。これより遅れた場合、事業主は、申出の日の翌日から2週間を経過する日までの間の日を休業開始日として指定することができます。
- (7) 労働者は、休業開始予定日の前日までは、休業申出の撤回ができ、その後の再度の申出は、1回に限り可能です。

3 深夜業の制限

- (1) 事業主は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者（日々雇用者を除きます。）であって次のいずれにも該当しないものがその子を養育するために請求した場合においては、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、午後10時から午前5時までの間（以下「深夜」といいます。）において労働させてはなりません。
イ 引き続き雇用された期間が1年に満たない労働者
ロ 深夜においてその子を常態として保育することができる同居の家族がいる労働者
ハ イ及びロのほか、請求をできないこととすることについて合理的な理由があると認められる労働者
- (2) 深夜においてその子を常態として保育することができる同居の家族とは、16歳以上の同居の家族であって、①深夜に就業していないこと（深夜における就業日数が1月について3日以下の場合を含みます。）、②負傷、疾病等により子の保育が困難な状態でないこと、③6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産予定でなく、又は産後8週間以内でないこと、のいずれにも該当する者をいいます。
- (3) 請求できないこととすることについての合理的な理由があると認められる労働者とは、①1週間の所定労働日数が2日以下の者、②所定労働時間の全部が深夜にある者をいいます。
- (4) (1)による請求は、1回につき、1月以上6月以内の期間について、開始の日及び終

了の日を明らかにして、開始の日の1月前までにしなければなりません。この請求は、何回もすることができます。

- (5) (1)から(4)までは、常時介護を必要とする状態にある対象家族を介護する労働者がその対象家族を介護するために請求した場合について準用します。

4 事業主が講ずべき措置

- (1)イ 事業主は、育児・介護休業中及び休業後の労働条件に関する事項を定め、その周知及び休業を申し出た労働者に対する明示に努めなければなりません。
- ロ 事業主は、労働者の休業申出及び休業後における就業が円滑に行われるようにするため、配置その他の雇用管理等に関して、必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。
- (2)イ 事業主は、育児休業のほかに、1歳に満たない子を養育する労働者が就業しつつ子を養育することを容易にするため、勤務時間の短縮等の措置を講じなければなりません。
- ロ 事業主は、常時介護を必要とする状態にある対象家族を介護する労働者に関して、連続する3月（介護休業した期間があればそれと合わせて3月）以上の期間における勤務時間の短縮等の措置を講じなければなりません。
- (3)イ 事業主は、1歳以上小学校入学までの幼児期の子を養育する労働者に関して、育児休業制度又は勤務時間の短縮等の就業しつつ子の養育を容易にするための措置に準じた措置を講ずるよう努めなければなりません。
- ロ 事業主は、家族を介護する労働者に関して、介護休業制度又は勤務時間の短縮等の措置に準じて、その介護を必要とする期間、回数等に配慮した必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。
- (4) 事業主は、妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職した者について、必要に応じ、再雇用特別措置を実施するよう努めなければなりません。
- (5) 労働大臣は、(1)から(4)までの事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項を定め、これを公表しています。

5 育児や家族の介護を行う労働者等に対する支援措置

国は、事業主等に対する給付金の支給、労働者等に対する指導、相談、講習等の援助を行います。

- 6 この法律の施行機関は都道府県女性少年室であり、必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告を行います。

7 施行期日等

- (1) 平成7年10月1日から施行されています。ただし、2、3について、及び4の(1)、(2)、(3)、(5)のうち介護に関する部分については、平成11年4月1日から施行されます。
- (2) 事業主は、介護に関する部分の施行前においても、可能な限り速やかに介護休業制度を設けるとともに、勤務時間の短縮等の措置を講ずるよう努めなければなりません。

事業主の方々にご利用いただける制度のご案内

—— 育児・介護各種助成金制度の概要 ——

制度を導入した事業主に対する助成金
(1、2については、制度の導入について都道府県
女性少年室長の認定が必要です。)

1 介護休業制度導入奨励金

介護休業制度を平成11年3月31日までの間に導入した事業主で、利用者が生じた場合に支給します。
☆支給額☆

	制度導入後最初の利用者が 生じた場合	2人目以降の利用者が生じ た場合、対象者1人あたり
中小企業	75万円	20万円
大企業	55万円	10万円

2 介護勤務時間短縮等奨励金

介護勤務時間短縮等の措置(以下の①から③までのうち1つ以上。)を平成9年4月1日以降平成11年3月31日までの間に導入した事業主で、最初の利用者が生じた場合に支給します。

- ① 短時間勤務の制度(1日の所定労働時間を短縮する場合は、所定労働時間8時間の場合2時間以上、所定労働時間7時間の場合1時間以上の短縮等)
- ② フレックスタイム制(労働基準法第32条の3の規定による労働時間の制度)
- ③ 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げの制度

☆支給額☆

中小企業	40万円
大企業	30万円

育児・介護サービスの利用
料等の支援を行った事業主
に対する助成金

3 育児・介護費用助成金

労働者が育児・介護サービスを利用する際に要した費用の全部又は一部について補助等を行った事業主に対して、その補助等の額の一定割合を助成します。

☆助成率☆ 事業主負担額に対して

中小企業	5分の4(平成11年4月1日より3分の2)
大企業	2分の1

※年間限度額は、労働者1人当たり30万円、かつ1事業所当たり360万円です。

また、労働者の育児・介護サービス利用料を援助する制度を新たに設けた事業主に対しては、上記に加え一定額の助成をします。

☆支給額☆

中小企業	40万円
大企業	30万円

託児施設を設置・運営する
事業主、事業主団体に対する
助成金

4 事業所内託児施設助成金

労働者のための託児施設を事業所内(労働者の通勤経路又はその近接地域含む。)に設置する事業主に対し、その設置、運営及び増築に係る費用の一部を助成します。

☆助成率☆ 2分の1

☆限度額☆

設置費	2,350万円
増築費	1,175万円 ①定員5人以上かつ、増築面積35㎡以上増加するもの (①②のいずれか) ②安静室等(体調不調児に対応)の整備
運営費	年間374万4千円(運営開始後、最長5年間)
時間延長型	年間374万4千円 +延長時間数に応じ最大154万円
体調不調児 対応型	年間374万4千円 +160万円

職場適応性や職業能力
の低下を防止し、業
を回復する措置を講じた事
業主に対する助成金

5 育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金

育児休業又は介護休業をする労働者の職場適応性や職業能力の低下を防止し、回復を図る措置(職場復帰プログラム)を計画的に実施する事業主に対して支給します。

☆限度額☆

対象者1人当たり

中小企業	18万円
大企業	13万円

*事業主とは「雇用保険適用事業主」をいいます。